

富山市薬業推進協会会則

第1章 総 則

(名 称)

第1条 本会は、富山市薬業推進協会と称する。

(目 的)

第2条 本会は、富山市薬業の発展に必要な事項について調査研究し、会員相互の連携および関連機関との連絡を図り、市民生活の向上に寄与することを目的とする。

(地 区)

第3条 本会の地区は富山市一円とする。

(事務所の所在地)

第4条 本会の事務所を会長が属する事業所におく。

(規 則)

第5条 この会則で定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

第2章 事 業

(事 業)

第6条 本会は、第2条の目的を達成するため次の事業を行う。

(1) 関係機関・団体との情報交換会の開催

(2) 先進製薬企業の近代化状況や製剤技術の調査・視察及び製薬関連企業への視察

(3) 医薬品の品質・処方・技術・包装・意匠の改良、生産設備の改善、経営の合理化等に関する研究調査及び販路拡充のための宣伝等

(4) 医薬品製造及び配置販売業者の経済的地位の向上、経営技術の指導、販路の拡張、薬業道義の昂揚及び配置員の知識増進、品位向上のための研修会の開催

(5) 業界の振興と会員の福利増進に必要な研究資料を得るため、統計資料の自発的収集調査及び保存

(6) その他本会の目的達成のために必要な事業

第3章 会 員

(会員の資格)

第7条 本会の会員たる資格を有するものは次のとおりとする。

- (1) 富山市内に住所又は営業所を有する医薬品の製造販売業者、卸売業者、製造業者、交易者、家庭薬配置販売業者の団体、若しくはこれらに関連する事業を営む業者等
- (2) 薬業関係富山市議会議員、一般社団法人富山県薬業連合会及び富山市薬業物産課

(会 費)

第8条 会費は総会の決議を得て別にこれを定め、毎事業年度所定の納期までに納入するものとする。

(加 入)

第9条 新たに本会に加入するときは、役員会において諾否を決定する。

(脱 会)

第10条 会員は次の場合、届け出により退会することができる。

- (1) 事業を廃止したとき
- (2) 死亡したとき
- (3) その他やむを得ざる理由を生じたとき

第4章 役 員

(役 員)

第11条 本会に次の役員をおく。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 理事 若干名
- (4) 監事 若干名

(役員を選任)

第12条 役員は、総会において会員のうちから選任する。その任期は2年とし再選を妨げない。補欠によって選任された役員の任期は前任者の残任期間とする。

(役員 の 義務)

第 13 条 会長は、本会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があったときは、その職務を執行する。

3 役員会は、本会の業務を執行する。

4 監事は、事業及び財産の状況を監査する。

(職 員)

第 14 条 本会に職員を置くことができる。

(顧問及び相談役)

第 15 条 本会に顧問及び相談役を置くことができる。

2 顧問及び相談役は、学識経験者及び本会に功労があったもののうちから総会の承認を得て、これを囑託する。

3 顧問及び相談役の任期は役員 の 任期に同じ。

第 5 章 総会 ・ 役員会

(総 会)

第 16 条 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

2 通常総会は毎年 5 月、臨時総会は必要に応じ役員会の議決を経て開くものとする。

(総会の招集)

第 17 条 総会の招集は、会長がこれを行うものとする。

(総会の決議事項)

第 18 条 総会においては、次の事項を議決する。

(1) 会則の変更又は廃止

(2) 事業計画

(3) 収支予算、決算の承認及び賦課徴収方法

(4) 合併又は解散

(5) その他重要な事項

(総会の議事等)

第 19 条 総会の議事は出席者の過半数で決し、可否同数の場合は議長が決するところによる。

(役員会)

第 20 条 役員会は会長、副会長、理事、監事の全員をもって組

- 織する。
2 役員会は会長が招集する。

第6章 会 計

(事業年度)

第21条 本会の事業年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

(監査)

第22条 監事は毎事業年度終了後、その年度内の業務及び会計を監査し、その結果を通常総会において報告するものとする。

附 則

(実施の時期)

1 この会則は、昭和36年11月9日から施行する。

附 則

(実施の時期)

1 この会則は、平成18年5月25日から施行する。

附 則

(実施の時期)

1 この会則は、平成19年5月24日から施行する。

附 則

(実施の時期)

1 この会則は、平成25年5月29日から施行する。